

# 東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針について

平成23年8月5日  
原子力損害審査会決定  
紛争審査会決定

## 経緯

- 原子力損害賠償紛争審査会は、賠償を円滑に進めることを目的として、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次策定。
- 第一次指針(4月28日): 政府指示等に伴う損害
- 第二次指針(5月31日、6月20日追補):
- いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害

## 中間指針の位置付け

- これまでの指針で示された損害の範囲も含め、原子力損害の範囲の全体像を中間指針として取りまとめ。
- 中間指針に示されたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められる。
- 今後も、事故の収束、避難区域見直し等状況変化に伴い、必要に応じて指針で示すべき事項について検討。

## 地域的分類

政府指示等の対象地域等	航行危険区域、航行禁止区域	いわゆる風評被害(別紙参照)	政府指示等の対象外地域等
I 避難等に伴う損害(避難区域、計画的避難区域、 緊急時避難区域、 屋内退避区域、 屋外避難区域があることを示す) ○避難・一時立入、帰宅費用 ○避難費用(交通費、宿泊費、家財道具移動等) ○検査費用(人) ○生命・身体的損害 ・避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費用等 ○精神的損害 ・事故後6ヶ月間(第1期)は月額10万円(体育館等12万円) ・第1期終了から6ヶ月間(第2期)は月額5万円等 ○財物価値の喪失又は減少等	II 設定に係る損害 ○商業者(漁業者等) ・業務困難による減収分 ・航路迂回による費用増加分 ○就労不能等に伴う損害	V 一般的基準 ・放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠する傾向が一般的な場合 ・商品廃棄費用等の追加的費用 ・就労不能等に伴う損害 ○検査費用(物)	V いわゆる風評被害(別紙参照) ○商業者(漁業者等) ・取引数量減少、価格低下による減収分 ・商品廃棄費用等の追加的費用 ・就労不能等に伴う損害 ○検査費用(物)
III 貨物制限指定期間及び運送料金等による損害 ○荷物(出港貨物等) ・荷断念等による減収分 ○出港料金等による減収分 ・商品廃棄費用等の追加的費用 ○就労不能等に伴う損害 ○検査費用(物)	VI いわゆる風評被害 ○荷物(出港貨物等) ・荷断念等による減収分 ・商品廃棄費用等の追加的費用 ○就労不能等に伴う損害 ○検査費用(物)	VI いわゆる風評被害 上記Vの損害を受ける被害者との関係で「取引に代替性のない場合は事業の性質上、販売又は譲渡をが決済的に停止される事実で必然的に生じたものの」を相当因果関係のある損害と認める。 (間接被害者の業界損害の例) ・顧客の大半が避難したことで売上げが減少した専業店等 ・操業停止で水揚げがない漁港の製水業者、仲買人等	VI いわゆる風評被害 上記Vの損害を受ける被害者との関係で「取引に代替性のない場合は事業の性質上、販売又は譲渡をが決済的に停止される事実で必然的に生じたものの」を相当因果関係のある損害と認める。 (間接被害者の業界損害の例) ・顧客の大半が避難したことで売上げが減少した専業店等 ・操業停止で水揚げがない漁港の製水業者、仲買人等
IV その他の政府指示等に係る損害 ○財物損害 ・水に係る移動制限、上下水道局欠陥修理指揮等 ○業務損害 ・代替水提供、汚泥保管、交換の線量低減対策費用等 ○就労不能等に伴う損害 ○検査費用(物)	VII その他 ○業務損害 ・復旧作業に係りして雇用者(作業員・自衛官等)等賃給付金等と損害賠償金との調整 【地方公共団体等の財産的損害】	IV その他の政府指示等に係る損害 ○財物損害 ・水に係る移動制限、上下水道局欠陥修理指揮等 ○業務損害 ・代替水提供、汚泥保管、交換の線量低減対策費用等 ○就労不能等に伴う損害 ○検査費用(物)	VII その他 ○業務損害 ・復旧作業に係りして雇用者(作業員・自衛官等)等賃給付金等と損害賠償金との調整 【地方公共団体等の財産的損害】

※本指針は中間指針での追加事項

# いわゆる風評被害について

## 「風評被害」の一般的基準】

- 放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的・一般の人を基準に合理的な場合。
- 類型化された業種(農林漁業・食品産業、観光業、製造業・サービス業等、輸出)
- 類型化できない個別の被害について、一般的な基準に照らし、個別に相当因果関係を立証。

中間指針では、第二次指針(平成23年5月31日)

での対象(農林漁業及び観光業の一部)に加え、専門委員による詳細な被害の実態調査結果を踏まえ、風評被害の範囲を明示。

## 【「風評被害」の範囲】

- 類型化された業種(農林漁業・食品産業、観光業、製造業・サービス業等、輸出)
- 類型化できない個別の被害について、一般的な基準に照らし、個別に相当因果関係を立証。

### 農林漁業・食品産業に係る風評被害

【農林産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県  
【茶】  
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県  
【畜産物】福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県  
【花き】福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県  
【その他の農林産物(木材等)】福島県、  
【水産物】福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県  
【農林水産物の加工品・食品】  
主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの  
主たる原材料が上記の產品であるもの

(注)これらの道県以外で新たに汚染された福わらの流通・使用による牛肉の価格下落等が確認された場合、同様の扱いとする。  
【上記以外の被害】  
買い控えの発生状況、出荷制限の内容等を考慮し、相当因果関係が認められる場合は賠償の対象。

### 製造業・サービス業等に係る風評被害

【国内の製造業・サービス業等】

福島県で製造・販売を行う物品・サービス等に係る損害  
(例)福島県内で製造された綿紡製品、県外事業者による貨物の受取拒否  
事業者が福島県へ来訪拒否することにより生じた損害  
(例)運送事業者の来訪拒否、美術展覧会等のイベント中止  
上下水道汚泥(原材料とする製品含む)の引き取り拒否による損害  
(例)外国人来訪によるサービス等】

・本年5月末までの解約(日本全体)  
(例)外国人アーティストの来日拒否、外国船舶の寄港拒否)

### 輸出に係る風評被害

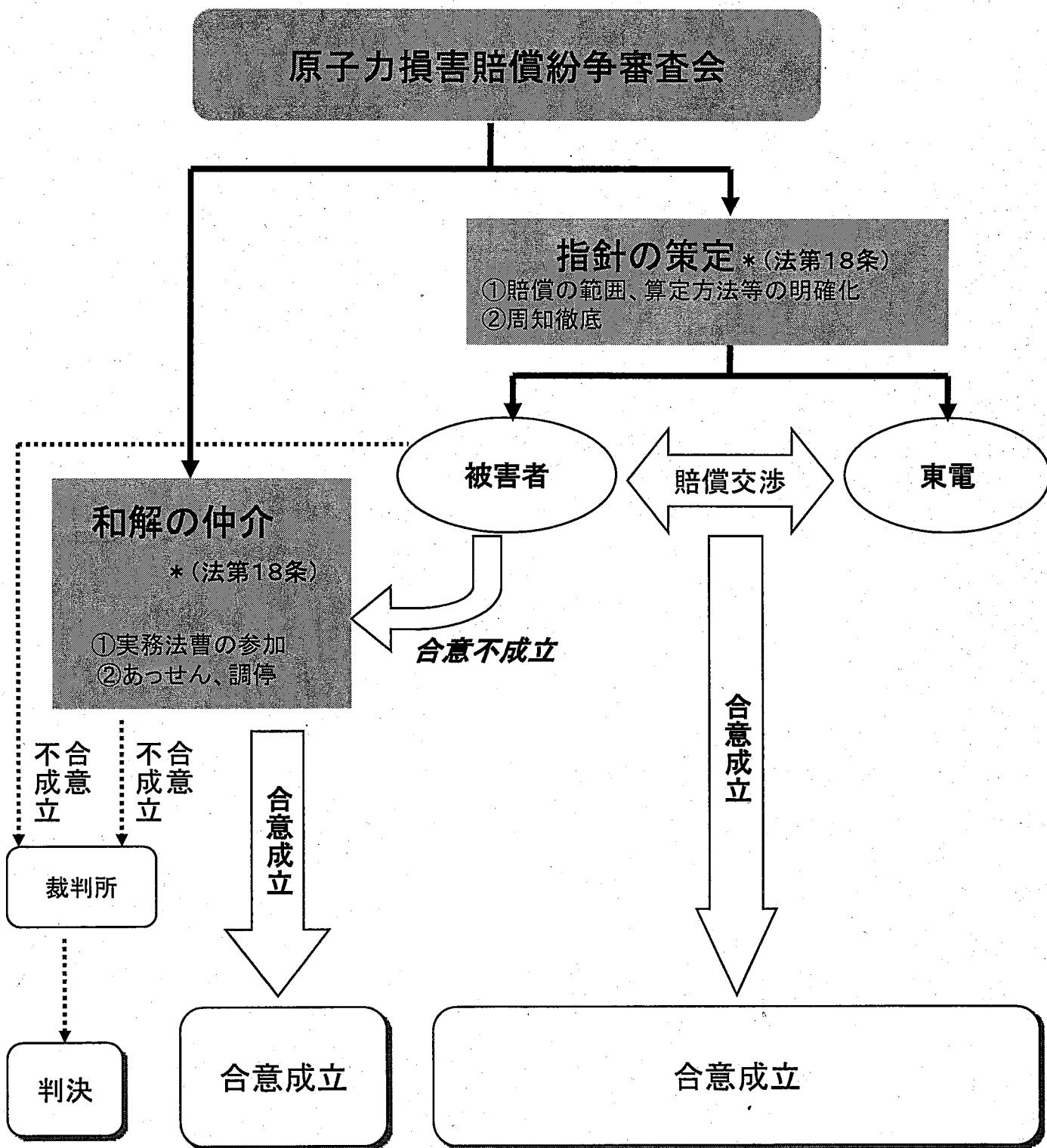
【輸出先国の要求による検査費用・証明書発行費用等】

・輸出先国の輸入規制や取引先からの要求によって現実に生じた検査費用・証明書発行費用等(当面の間、日本全体)  
【輸入拒否による損害】  
・輸出先国の輸入拒否(輸入規制や取引先の輸入拒否)がされた時点で、既に輸出又は生産・製造を開始した場合の現実に生じた損害(日本全体)

・個別具体的な事情に応じ、解約・予約控え等の被害について、相当因果関係が認められる場合は、地図等を問わず賠償の対象。

\* 斜字体部分は中間指針での追加事項

## 原子力損害賠償手続きの現状について



# 原子力損害賠償紛争解決センター(イメージ)

## 原子力損害賠償紛争審査会

- 政令改正により「特別委員」を新設し、委員又は特別委員のうちから指名された「仲介委員」が和解の仲介を行う
- 仲介委員の中から総括委員を指名
- 総括委員は、裁判官経験者、弁護士、学者から選任

### 総括委員会

委員

委員長

委員

- 総括委員が下記業務を実施

- ・パネルの設置
- ・事件及び仲介委員の割振り
- ・進捗管理
- ・各パネルに共通的な業務

### 原子力損害賠償紛争和解仲介室

室長

次長

次長

福島事務所

所長

所長代理

事件受理・割当

パネル管理・調査

総括・庶務

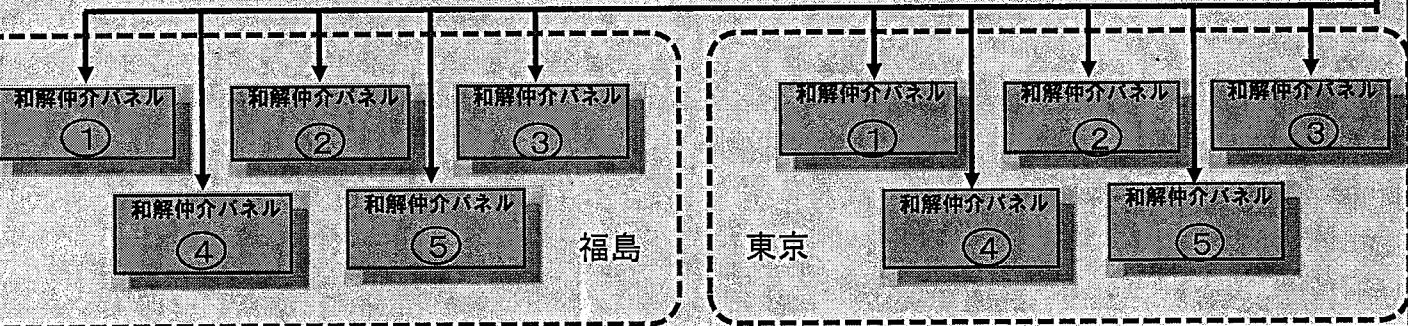
総括委員会事務も担当

事件受理・割当

パネル管理・調査

総括・庶務

調査官



## 6. 農林漁業者、食品産業の事業者の方

(農林水産物の加工・流通業者の方、食品製造・流通業者の方もお読みください)

【避難区域・警戒区域、屋内退避区域・緊急時避難準備区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が一時避難を要請した区域の指定に伴うもの】  
→ それぞれの区域のページを参照して下さい。

### 【出荷制限指示等に伴うもの】

※出荷制限指示等には、次のものを指します。

(ア) 農林水産物（加工品を含む）・食品の生産・製造及び流通に関する制限についての指示等

例) ①政府による出荷制限指示・摂取制限指示・作付制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指導、食品衛生法に基づく販売禁止等、②地方公共団体による出荷又は操業自粛要請等、③生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で行う操業自粛決定 等

(イ) 農林水産物・食品に関する検査についての指示 等

例) 政府による食品の放射性物質検査の指示 等

#### ① 農林漁業者等の以下の営業損害

i) 指示等の対象となった農林漁業者等に生じた減収分と追加的費用（回収、廃棄、代替飼料の購入、汚染された生産資材の更新等）

※ 指示等が出される前に自主的に出荷等の制限を行ったことによるもの、指示等の解除後にその指示等により生じたものも含まれます。

ii) 指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者に生じた減収分と追加的費用

※ 減収分の解説については、「1. 避難区域、警戒区域にお住まい又は勤務先がある方」（5ページ）の該当部分をご参照ください。

(例)

・収穫期を迎えた農産物が出荷制限指示対象となり、当該農産物を全て廃棄した場合

→①その農産物から得られたはずの収益から支払わなくて済んだ販売費用等を控除した額と、②その農産物の処分費用等が賠償の対象となります。

② 農林漁業等の労働者の就労不能等に伴う損害（給与等の減収分と追加的費用）

③ 指示等に基づく検査費用

※ 取引先の要求等による検査については、下記「風評被害」③を参照して下さい。

### 【航行危険区域等の設定に伴うもの】

① 漁業者が、航行危険区域内での操業又は航行を断念したことによる減収分と追加的費用

※ 区域が設定される前に自主的に制限した場合も含まれます。

② 漁業の労働者の就労不能等に伴う損害（給与等の減収分と追加的費用）

### 【風評被害】

※風評被害とは、報道等により広く知られた事実によって、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて放射性物質による汚染の危険性を懸念し、買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害のことです。

① 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物（加工品を含む）及び食品の流通業において、現に生じた買い控え等による以下の損害のうち次の表に示すもの

- i) 営業損害（減収分と追加的費用）
- ii) 労働者の就労不能等に伴う損害（給与等の減収分と追加的費用）
- iii) 取引先の要求等により実施した検査費用

※ 買い控え等を懸念し、やむを得ず出荷・操業・作付け・加工等を断念したことで生じた損害も含まれます。

※ 次の表に示すもの以外の損害についても、具体的な買い控え等の発生状況等を個別に検証し、賠償の対象となる場合があります。

〈表〉 風評被害として原則賠償対象となる損害

**【農林漁業】**

以下の品目類型ごとに以下に示す産地で産出されたものに係る損害

品目類型	産地
a) 食用農林産物 (茶及び畜産物を除く)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県
b) 茶	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県
c) 畜産物(食用)	福島県、茨城県、栃木県
d) 水産物(食用・飲料用)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
e) 花き	福島県、茨城県、栃木県
f) その他の農林水産物	福島県
g) 牛肉、食用に供される牛 (平成23年7月8日以降に生じた 損害に限る)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、島根県(注)
h) a)～g)の農林水産物を主な原材料(当該農林水産物の重量の割合が概ね50%以上を目安)とする加工品	

(注) これらの道県以外で新たに汚染された稲わらの流通・使用による牛肉の価格下落等が確認された場合、同様の扱い。

**【農林水産物の加工業及び食品製造業】**

以下の產品等に係る損害

a) 上記「農林漁業」の表のa)～g)の農林水産物を主な原材料(重量の割合が概ね50%以上を目安)とするもの
b) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの
c) 摂取制限措置(乳幼児向けを含む。)中の水を原料として使用する食品

**【農林水産物(加工品を含む)及び食品の流通業】**

上記「農林漁業」と「農林水産物の加工業及び食品製造業」の表の產品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該產品等に係る損害

② 農林漁業、農林水産物の加工業・食品製造業、農林水産物（加工品を含む）及び食品の流通業、その他の食品産業において、政府が検査の指示等を行った都道府県で、指示等の対象となった農林水産物又は食品（加工・製造に使用する水を含む）と同種のものについて、取引先の要求等により実施した検査費用

③ 輸出品に係る以下の被害

i) 輸出先国の輸入規制や取引先からの要求による検査費用、各種証明書発行費用等

ii) 輸出先国の輸入規制や取引先の輸入拒否がされた時点において、既にその国向けに輸出され又は生産・製造された農林水産物・食品（生産・製造途中のものを含む。）の廃棄、転売又は生産・製造の断念により生じた減収分と追加的費用

※ 「その国向けの生産・製造」とは、当該輸出品の種類、品質、規格、包装、生産・製造方法等を特に当該輸出国向けとしていることから、当該国以外への転売が困難であるか、又は転売すれば減収や追加的費用が生じるもの指します。

※ 輸入拒否を知り得て輸出した場合に生じた被害等は、損害として認められません。

（例）

- ・ある国に向けて食品を輸出した後に、輸出先国で輸入停止措置が行われ、通関することができず他国への転売を余儀なくされた場合。  
→ ①当該食品を他国に転売したことによる減収分、②転売に要した費用が賠償の対象となります。
- ・ある国への輸出用に食品を製造したところ、輸出先国の輸入規制により輸出を断念せざるをえなくなり、パッケージを日本語のものに貼り替えて、国内で販売した場合  
→ ①国内で販売したことによる減収分、②転売に要した費用（パッケージの貼り替え費用等）が賠償の対象となります。

## 【間接被害】

※間接被害とは、政府等による各種指示等や風評被害による損害が生じたことにより、その被害者（第一次被害者）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害のことです。

- 間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合の、間接被害者の営業損害（減収分と追加的費用）、その労働者の就労不能等に伴う損害（給与等の減収分と追加的費用）
  - ・「取引に代替性がない場合」の損害の具体的な類型の例
    - i) 事業の性質上、販売先が地域的に限られる事業者の被害で、販売先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
    - ii) 事業の性質上、調達先が地域的に限られる事業者の被害で、調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
    - iii) 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害で、その調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの

### （例）

- ・避難区域に隣接する地域で店舗を構え営業を行う外食産業・食品小売業等の商圈の変更が困難な事業者において、当該商圈に所在する顧客が避難指示によって避難したり事業を休止したことに伴って必然的に生じた減収等は賠償の対象となります。
- ・ある漁港又はその近辺に加工場を有し、当該漁港で水揚げされる水産物のみを主な原材料として利用している水産加工業者において、当該原材料の供給を行う漁業者が避難指示によって避難したり操業自粛要請等によって事業を休止したことに伴って必然的に生じた減収等は、賠償の対象となります。

※ なお、いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象となり、また、損害が認められる期間にも限りがあります。



# 東京電力株式会社福島第一、第二原子力 発電所事故による原子力損害の範囲の 判定等に関する中間指針

## 目次

はじめに	1
第1 中間指針の位置づけ	2
第2 各損害項目に共通する考え方	3
第3 政府による避難等の指示等に係る損害について	6
【対象区域】	6
【避難等対象者】	8
【損害項目】	10
1 検査費用(人)	10
2 避難費用	11
3 一時立入費用	14
4 帰宅費用	15
5 生命・身体的損害	16
6 精神的損害	17
7 営業損害	23
8 就労不能等に伴う損害	26
9 検査費用(物)	28
10 財物価値の喪失又は減少等	29
第4 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について	32
【対象区域】	32
【損害項目】	32
1 営業損害	32
2 就労不能等に伴う損害	33
第5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について	34
【対象】	34
【損害項目】	35
1 営業損害	35

平成23年8月5日

原子力損害賠償紛争審査会

## はじめに

2 就労不能等に伴う損害	36
3 検査費用（物）	36
第6 その他の政府指示等による損害について	
「対象】	37
「損害項目】	37
1 営業損害	37
2 就労不能等に伴う損害	39
3 検査費用（物）	39
第7 いわゆる風評被害について	
1 一般的基準	40
2 農林漁業・食品産業の風評被害	40
3 觀光業の風評被害	43
4 製造業、サービス業等の風評被害	48
5 輸出に係る風評被害	51
第8 いわゆる間接被害について	
第9 放射線被曝による損害について	
第10 その他	55
1 被害者への各種給付金等と損害賠償との調整について	58
2 地方公共団体等の財産的損害等	60

平成23年3月11日に発生した東京電力発電所における放射性物質の放出をもたらした上、更に深刻な事態を惹起しかねない危険を生じさせた。このため、政府による内退避難、屋内退避の指示などにより、あくまで十数万人規模にものも断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態に至った。これら周辺の住民及び事業者らの被害は、その規模、範囲等において未曾有のものである。加えて、本件事故発生から5ヶ月近くを経過した現在においても、本件事故の収束に向かた放射性物質の放出を抑制・管理するための作業は続いている。本件事故直後に出された避難等の指示は、一部解除されたものの、同年4月22日には新たな地域に計画的指示が出され、さらに、同年6月30日には、局所的に定避難転居地點が設定されている。また、同年7月8日以降、複数の道県において牛肉や稻わらから新たに放射性セシウムが検出されるなど、本件事故により放出された放射性物質による被害も未だ収束するに至っていない。

このような状況の中、政府や地方公共団体による各種の支援措置は講じられているものの、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある。

このため、原子力損害賠償紛争審査会（以下「本審査会」という。）は、原子力損害による賠償を定めた原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき、「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（同法18条2項2号）を早

急に策定することとした。策定に当たっては、上記の事情にかんがみ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとした。

この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲にに関する考え方がある。今後、被害者と東京電力株式会社との間に、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないとすることもある。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害に対する賠償はもとより、中間指針で明記された損害に付随する損害（以下「付随損害」といいます。）も含め、多数の被害者への賠償が可能な体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行ふことを期待する。

#### 第1 中間指針の位置づけ

- 1 本審査会は、①平成23年4月28日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（以下「第一次指針」という。）、②同年5月31日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（以下「第二次指針」という。）、③同年6月20日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」（以下「追補」という。）を決定・公表したが、これらの中間指針等に付随する損害の範囲等については、今後検討することとする旨を記載している。
- 2 そこで、中間指針により、第一次指針及び第二次指針（追補を含む。以下同じ。）で既に決定・公表した内容にその後の検討事項を加え、賠償すべき損害と認められる一定の範囲

の損害類型を示す。

具体的には、①「政府による避難等の指示等に係る損害」、②「政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害」、③「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害」、④「その他の政府指示等に係る損害」、⑤「いわゆる風評被害」、⑥「いわゆる間接被害」、⑦「放射線被曝による損害」を対象とし、さらに、⑧「被害者への各種給付金等と損害金との調整」や、⑨「地方公共団体等の財産的損害等」についても可能な限り示すこととした。

3 既に決定・公表済みの第一次指針及び第二次指針で対象と認めた損害項目及びその範囲等については、必要な範囲でこの中間指針を取り込んでいることから、今後の損害の範囲等については、本中間指針をもつてこれに代えることとする。

4 なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象となるないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて改めて指針で示すべき事項について検討する。

#### 第2 各損害項目に共通する考え方

- 1 原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、原子炉の運転等により及ぼした「原子力損害」であるが（同法3条）、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なる理由はない。したがって、指針策定に当たっても、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から當

該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される。具体的には、本件事故に起因して実際に生じた被害の全ても、原子力損害と同様、被害者を救済するためには保護するたるものではないが、本件事故として賠償の対象となるものではないが、本件事故の生命や健康を保護するためには保護するたるものではないが、本件事故の指示等に伴う損害、さらにはこれからの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた損害が生じたことで第三者に一定の範囲で賠償の対象となる。

また、原賠法における原子力損害制度は、一般的な不法行為の場合と同様、本件事故によって生じた損害を填補するが、被害者の側においても、本件事故による損害を可能なもので、その終期をどう判断するかという困難な問題があるが、この点については、現時点で考え方を示すことが可能なものは示すことをし、そうでないものは今後事態の進捗を踏まえつつ必要に応じて検討する。

2 また、損害項目のうち、「避難費用」、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」など、継続的に発生し得る損害については、その終期をどう判断するかという困難な問題があるが、この点については、現時点で考え方を示すことが可能なものは示すこととし、そうでないものは今後事態の進捗を踏まえつつ必要に応じて検討する。

3 中間指針策定に当たっては、平成11年9月30日に発生した株式会社ジエー・シー・オーワン東海事業所における臨界事故に關して原賀力損害調査研究会が作成した同年12月15日付け中間的な確認事項（営業損害報告書）を参考とした。但し、本件事故は、その事故の内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において上記臨界事故を遙かに上回るものであり、その被害者及び損害の類型もも多岐にわたりるものであることから、本件事故に特有の事情を十分考慮

して策定することとした。

4 本件事故は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による一連の災害（以下「東日本大震災」という。）を契機として発生したものが、前記1のとおり、原賠法による責任の範囲は、あくまで原子炉の運転等により与えた「原子力損害」であるから（同法3条）、原子力事業者が負うべき責任の対象とはならない。しかし、中間指針で対象とされている損害によつては、例えば風評被害など、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合もある。この場合に、被害者に強いるのは酷であることは確かから、例えば、同じく東日本大震災の被害を受けながら、本件事故による影響が比較的小ない地域における損害の状況等と比較するなどして、合理的な範囲で、特定の損害が「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

5 加えて、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となる住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超過する現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。

また、避難により証拠の収集が困難である場合には、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償するため、客観的な統計データ等による合意的な算定方法を用いることが考えられる。

6 さらに、賠償金の支払方法についても、迅速な救済が必要な被害者の現状にかんがみれば、例えば、ある損害につき賠

償額の全額が最終的に確定する前であっても、継続して支払いをし  
する損害について一定期間毎に賠償額を特定して支払いをし  
たり、請求金額の一部の支払いをしたりするなど、東京電力  
株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

### 第3 政府による避難等の指示等に係る損害について

#### 【対象区域】

政府による避難等（後記の「避難等対象者」（備考）の1）  
参照。）の指示等（後記の「避難等対象者」（備考）の2）参  
照。）があつた対象区域（下記(5)の対象「地点」も含む。以  
下同じ。）は、以下のとおりである。

- (1) 避難区域  
政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）  
に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示し  
た区域① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20  
km圏内（平成23年4月22日には、原則入り禁止となる警戒区域に設定。）  
② 東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10km  
圏内（同年4月21日には、半径8km圏内に縮小。）
  - (2) 屋内退避区域  
政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民  
の屋内退避を指示した区域③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20  
km以上30km圏内
- (注) この屋内退避区域について、平成23年3月25日、  
官房長官より、社会生活の維持継続の困難さを理由とす  
る自主避難の促進等が発表された。但し、屋内退避区域

は、同年4月22日、下記の(3)計画的避難区域及び(4)  
緊急時避難準備区域の指定に伴い、その区域指定が解除  
された。

- (3) 計画的避難区域  
政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画  
的な避難を指示した区域④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km  
以上遠の周辺地域のうち、本件事故発生から1年の期間内  
に横算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区  
域であり、概ね1か月程度の間に、同区域外に計画的に避  
難することが求められる区域
- (4) 緊急時避難準備区域  
政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急  
時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km  
以上30km圏内の区域から「計画的避難区域」を除い  
た区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内  
への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自  
主避難をすること及び特に子供、妊娠、要介護者、入院患  
者等は立ち入りられないこと等が求められる区域  
(注) 上記の避難区域（警戒区域）、屋内退避区域、計画的  
避難区域及び緊急時避難準備区域については、その外縁  
は、必ずしも東京電力株式会社福島第一原子力発電所又  
は第二原子力発電所からの一定の半径距離で設定されて  
いるわけではなく、行政区や字単位による特定など、個  
々の地方公共団体の事情を踏まえつつ、設定されている。
- (5) 特定避難勧奨地点  
政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、  
自主避難の支援・促進を行う地点⑥ 計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であつて、地域  
的な広がりが見られない本件事故発生から1年間の積算線  
量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率

が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援促進を行うことを表明した地點

(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域  
南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域((1)～(4)の区域を除く。)

(7) 南相馬市は同市内に居住する住民に対して一時避難を要請したが、このうち同市全域から上記(1)～(4)の区域を除いた区域  
(注) 南相馬市は、平成23年3月16日、市民に対し、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、上記(6)の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

#### [避難等対象者]

避難等対象者の範囲は、以下のことおりとする。  
された者として、以下のとおりとする。

1 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き(以下「避難」という。)及びこれに引き続く同区域外滞在(以下「対象区域外滞在」という。)を余儀なくされた者(但し、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域(特定避難難民や屋内退避区域)に指定がなされたいた状況下における一時避難の要請であったといふこととは、合理的な行動であり、避難指示等により避難や対象区域外に避難することを差し控える行動に出る対象区域外滞在を「余儀なくされた」場合に該当する。また、それが本件事故発生直後であり、順次、同地方公共団体の大半の区域が避難区域や屋内退避区域に指定がなされたいた状況下における一時避難の要請ではなったといふことには、合理的な状況に照らせば、その判断は不合理ではないと認められることから、その要請に基づく一時避難についても同様とする。さらに、避難指示等の前に避難等した者についても、避難指示等に照らし、その行為は客観的事後的にみて合理的であつたと認められ、避難指示等によ

2 本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居(以下「住居」という。)があるものの引き継ぎ対象区域外滞在を余儀なくされた者  
3 屋内退避区域内への退避(以下「屋内退避」という。)

を余儀なくされた者

#### (備考)

- 1) 以上の「避難」、「対象区域外滞在」及び「屋内退避」を併せて、「避難等」という。  
また、避難等対象者には、一旦避難した後に住居に戻つて屋内退避をした者なども含まれる(但し、損害額の算定に当たっては、これらの差異が考慮されるることはあります。)。
- 2) 「避難指示等」とは、「対象区域」における政府又は本件事故発生直後ににおける合理的な判断に基づく地方公共団体による避難等の指示、要請又は支援・促進をいう。対象区域内の住民に対しては、上記のとおり、区域に応じて、避難指示等が出されているが、政府による避難等の指示の対象となつた区域内の住民のみならず、政府による自主避難の促進等の対象となつた区域内の住民(特定避難難民を除く。)から同区域外に緊急時避難準備区域(特定避難難民を除く。)に避難を開始したことや、同区域外に居た婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。)についても、対象区域外に避難することを差し控える行動に出る対象区域外滞在を「余儀なくされた」場合に該当する。また、それが本件事故発生直後であり、順次、同地方公共団体の大半の区域が避難区域や屋内退避区域に指定がなされたいた状況下における一時避難の要請ではなったといふことには、合理的な状況に照らせば、その判断は不合理ではないと認められることから、その要請に基づく一時避難についても同様とする。さらに、避難指示等の前に避難等した者についても、避難指示等に照らし、その行為は客観的・

り避難等を「余儀なくされた者」の範疇に含めて考えるべきである。

3) 以下の「損害項目」においては、基本的に対象者の損害の範囲等を示すが、損害項目（検査費用、営業損害、就労不能等に伴う損害等）によつては、本件事故の発生以降、対象区域内に住居がある者のうち、避難しなかつた者（以下「対象区域内滞在者」という。）の損害も含まれる。

#### 〔損害項目〕

##### 1 検査費用（人）

##### （指針）

本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。以下（備考）の③）において同じ。）は、賠償すべき損害と認められる。

##### （備考）

1) 放射線は、その量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、人の五感の作用では知覚できないという性質を有している。それゆえ、本件事故の発生により、少なくとも避難等対象者のうち、対象区域内から対象区域外に避難し、若しくは同区域内で屋内退避をした者は対象区域内滞在者が、自らの身体が放射線に曝露したのではなくかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは通常は合理的な行動といえる。

2) 無料の検査を受けた場合は、その避難若しくは対象区域内滞在者又は対象区域内滞在者に実

損が生じておらず、賠償すべき損害とは認められない。

3) なお、政府による避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、必要かつ合理的な範囲でその検査費用が賠償すべき損害と認められる。

#### 2 避難費用

##### （指針）

- I ) 避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。
- ① 対象区域内に滞在することを余儀なくされたために負担した交通工具の移動費用
  - ② 対象区域から避難するたために負担した交通費、家財費用（以下「宿泊費等」という。）
  - ③ 避難等対象者が、避難等によつて生活費が増加した部分があれば、その増加費用
- II ) 避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。
- ① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。  
但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証するとも認められるべきである。
  - ② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記6の「精神的損害」の（指針）I ①又は②の額に加算し、その加算後の一一定額をもつて両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法とする。

その具体的な方法については、後記 6 のとおりである。

Ⅲ) 避難指示等の解除等（指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。以下同じ。）から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

（備考）

1) I) については、①及び②に該当する費用、すなわち避難等対象者が負担した避難費用（交通費、家財道具の移動費用、宿泊費用等）について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害の対象とするのが妥当である。

また、③に該当する費用、すなわち生活費の増加費用においても、例えば、屋内退避をした者が食品購入のため遠方までの移動が必要となると、避難（以下「不能等」という。）となったたため食費が増加したりしたより得る。

2) II) の①についてでは、これらを実費負担していらない者状況等を一定程度調査したところによれば、一回的な支出である交通費については、これらを実費負担していらない者も少なくなく、また、最終避難先が全国に及び、その交通工具が多様化していることから、自己負担している者の間でもその金額には相当の差異があると推定された。また、宿泊費等についても、地方公共団体等が負担している場合が多く、継続して自己負担している者は比較的少數にとどまつて相当の差異があると推定された。家財道具の移動費用についても、自己負担している金額に相当の差異があると推定された。したがって、これらの損害項目については、一定額を「平均的損害額」などとして避難等対象者全員に賠償するという方法は、必ずしも実態に即しておらず、また、

公平でもないと考えられる。

また、原則どおり実費賠償とした場合、費用の立証が問題になるが、仮に領収証等でその金額を立証することができない場合には、例えば自己所有車両で避難した場合を例えると、運転手代等を算出し、また、宿泊費用等を算出してこれを損害額と周辺における平均的な宿泊費用等を算出してこれと損害額と推計するなどの方法で立証するよりも認められべき、原則どおり実費賠償としたとしても、被害者に特段の不利益を生じさせるとまでは認め難い。

以上のことから、避難費用のうち交通費、家財道具の移動費及び宿泊費等については、原則どおり、上記各損害項目を実費負担した者が、必要かつ合理的な範囲において、その実費の賠償を受けるのが公平かつ合理的である。

3) II) の②については、避難等により生ずる生活費の増加費用は、避難等対象者の大多数に発生すると思われる上、通常はさほど高額となるものではなく、個人差による差異も少ない反面、その実費を厳密に算定することは实际上困難であり、その立証を強いることは避難等対象者に酷である。

また、この生活費の増加費用は、避難等における生活状況等と密接に結びつくものであることから、後記 6 の「精神的損害」の（指針）I ①又は②に加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した。

但し、上記のように後記 6 の「精神的損害」の（指針）I ①又は②の加算要素として一括して算定する生活費の増加費用は、あくまで通常の範囲の費用を想定したものであるから、避難等対象者の中で、特に高額の生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用

を負担せざるを得なかつた特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められる。

4) Ⅲ) について、平成23年4月22日に屋内退避区域の指定が解除され避難指示等の対象外となつた区域及び上記「対象区域」(6)の区域（上記「対象区域」(6)の区域に付いては、同日、同区域内の住居への帰宅が許容されたものとみなすことができる。）については、同日から相当期間経過後は、賠償の対象とならない。この相当期間は、これまでの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間を考慮し、平成23年7月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通つていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成23年8月末までを目安とする。

5) Ⅲ) について、特段の事情がある場合は、避難中に健康新し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合などをいう。

### 3 一時立入費用

(指針) 避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

### (備考)

1) 避難等対象者のうち、原則として立入りが禁止されている警戒区域内に住居を有している者（東京電力株式会社福

島第一原子力発電所から半径3km圏内に住居を有していいる者など）は、平成23年5月10日以降、当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うことを目的として市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加して一時的に住居に戻ることが可能となつた。その「一時立入り」の方法は、参加者が「一時立入り」の出発点となる集合場所（中継基地）に集合し、地区ごとに専用バスで住居地区まで移動することとなる。2) しかしながら、対象区域外滞在をしている場所から上記集合場所までの移動に際して、参加者がその往復の交通費等を負担する場合や、上記集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具（自動車等を含む。）の移動費用等について、負担する場合も否定できない。

このような「一時立入り」への参加に要する費用については、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域内への立入りが原則として禁止されたことについて、「一時立入り」を行う者（以下「一時立入り者」という。）が住居から当面の生活に必要な物品を持ち出し等を行つたがために必要な費用であるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる。

したがって、上記のように一時立入り者が負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等については、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害の対象と認められる。  
3) なお、その際の交通費等の算定方法については、前記2の（備考）の2) に同じである。

### 4 帰宅費用

#### (指針)

避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、

(備考) 家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(備考)

1) 避難指示等の解除等がされた場合には、必要な準備期間である「相当期間」を経過した後は対象区域内の住居に戻ることが可能な状態となる。  
そして、このように住居に最終的に帰宅するためには、前記2で述べた交通費や家財道具の移動費用等についても、前記2で述べた避難費用と同様、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2) なお、その際の交通費等の算定方法については、前記2(参考)の2)に同じである。

5 生命・身体的損害

(指針)

避難等対象者が被つた以下のものが、賠償すべき損害と認められる。  
I ) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等  
II ) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

(備考)

1) 避難等対象者が、本件事故により避難等を余儀なくされたため、「生命・身体的損害」を被った場合には、それによって失われた逸失利益のほか、被った治療費や薬代相当額の出費、精神的損害等が賠償すべき損害と認められる。

2) また、避難等により実際に健康状態が悪化したわけではなくとも、高齢者や持病を抱えている者らが、避難等による健康悪化防止のために必要な限りにおいて、従来よりも費用の増加する治療を受けることも合理的な行動であるから、これによつて増加した費用も賠償すべき損害と認められる。

6 精神的損害

(指針)

I ) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項目において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。  
① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域内に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛  
② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛  
II ) I ) の①及び②に係る「精神的損害」の損害額について

は、前記2の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもつて両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

そして、I) の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

III) I) の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

① 本件事故発生から6ヶ月間（第1期）  
第1期については、一人月額10万円を目安とする。  
但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）  
但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

③ 第2期については、一人月額5万円を目安とする。

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

IV) I) の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。

① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。但し、緊急時避難準備区域内外に住居がある子供、妊娠、要介護者、入院患者等であつて、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者除く。）につき、一人10万円を目安とする。

(備考)

1) I) については、前述したように、本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」に該当するから、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害（感謝料）についても、相当因果関係等が認められる限り、賠償すべき損害といえる。

但し、生命・身体的損害を伴わない精神的苦痛の有無、性様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によつて著しい差異を示すものである点からも、損害の有無及びその範囲を客觀化することには自ずと限度がある。

しかしながら、本件事故においては、実際に周辺に広範囲にわたり放射性物質が放出され、これに対応した避難指示等があつたのであるから、対象区域内の住民が、住居から避難し、あるいは、日常の平穏な生活が現実に妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある者が多數であると認められる。

このように、本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、①避難及び②本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居が

あるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、たことには、③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間の精神的苦痛を被つており、少くともこれについては、精神的損害と観念することが可能である。

したがって、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる。

2) II)については、I) の①及び②の損害額算定に当たつては、前記2のII)の②で述べたとおり、「生活費の増加費用」を考慮して、両者を一括して一定額を算定する事が、公平かつ合理的であると判断した。

また、損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に對してなされねばならない。そして、年齢や世帯に被つた精神的苦痛の程度には個人差が現れており、各遭難等対象者が現でできぬもの、中間指針における生活条件を考慮すれば、生じる精神的苦痛の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられた。

3) 長期間の遭難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被つていていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明確な差があるとはいえないとも考へられるところから、一律の算定を行ひ、相対的に過酷な遭難生活が認められる遭難所等についてのみ、本件事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金

額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である。

4) III) の①については、本件事故後、避難等対象者の大部分が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間(第1期)は、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れて不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大いき期間といえる。

したがって、本期間の損害額の算定に当たつては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料(日額4,200円。月額換算12万6,000円)を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被つたことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。

但し、特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であつたことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしていた期間についてのみ、一人月額12万円を目安とすることが考えられる。

5) III) の②については、第1期終了後6ヶ月間(第2期)は、引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされる上、いつ自宅に戻れるか分からぬという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、

避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減することと考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すことをする。

本期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居がされ、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。

6) Ⅲ) の③については、第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第3期）は、いづれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられますが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区城については、この限りではない。

7) Ⅳ) の①について、I) の①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられる。

しかしながら、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けたいたとを考えられるところから、損害発生の始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。

但し、緊急時避難準備区内に住居がある子供、妊娠、

要介護者、入院患者等であつて平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地點から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。  
8) Ⅳ) の②については、前記2の（備考）の4）及び5）に同じである。

9) V) については、I) の②に該当する者、すなわち屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活しているという点ではI) の①に該当する者、すなわち避難及び対象区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、I) の①の損害額を超えない範囲で損害額を算定することが妥当である。  
10) 損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、Ⅲ) の①及び②並びにV) の金額はあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。

11) その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められる。

## 7 営業損害

（指針）

1) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があるべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負

損した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）とする。

II) また、I) の事業者において、上記のように事業に支障が生じたため負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や營業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、營業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、I) の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があつた場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

#### (備考)

1) 避難指示等があつたことにより、自己又は従業員等が対象区域から車両や商品等を余儀なくされ、又は、車両や商品等の同区域内への出入りに支障を來したことなどにより、同区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、その事業に支障が生じた場合には、当該事業に係る営業損害は賠償すべき損害と認められる。

対象となる事業は、農林水産業、製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業、医療業、学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず、また、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る。

また、上記事業の支障により生じた商品や營業資産の廃棄、返品費用、商品調達等費用の増加、従業員に係る追加的な経費など、あるいは、このような事態を避けるために、当該事業者が対象区域内から同区域外に事業拠点を移転さ

せた費用や、事業に必要な營業資産等（家畜等を含む。）を搬出した費用などの追加的費用についても、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2) I) の「収益」には、売上高のほか、事業の実施に伴つて得られたであろう交付金等（例える診療報酬等、私立学校における私学助成）がある場合は、これらの交付金等相当分も含まれる。

3) また、例えば、事業者が本件事故により負担を免れた賃料や従業員の給料等を逸失利益から控除しなかつた場合には、事業者は実際に負担しなかつた販売費及び一般管理費分についても賠償を受けることになつてしまつてはないと考えられるところから、I) の「費用」には、売上原価のほか販売費及び一般管理費も含まれる。

4) 将来の売上のための費用を既に負担し、又は継続的に負担せざるを得ないような場合には、当該費用は本件事故によつても負担を免れなかつたとしてこれを控除せずに減収分（損害額）を算定するのが相当である。

5) I) の「減収分」の記述は、第一次指針第3の51)の「減収分」の記述と異なるが、これは意味を明確化するために修正を加えたものであり、実質的な内容は異ならない。

6) なお、避難指示等の前に本件事故により生じた営業損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由はないから、本件事故日以降の営業損害が賠償すべき損害と認められる。

7) 営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となつた日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的

には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある。

8) 倒産・廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる。

9) 既に対象区域内の拠点を開鎖し、事業拠点を移転又は転業した場合（一時的な移転又は転業を含む。）は、営業資産の減価分、事業拠点の移転又は転業によるまでの期間における逸失利益、事業拠点の差額分及びⅡ）に掲げる移転に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる。  
10) 8) の「倒産・廃業した場合」及び9) の「移転又は転業した場合」に逸失利益等が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、高齢者、農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合には、特別の考慮をすることとする。

#### 8 就労不能等に伴う損害

##### （指針）

対象区域内に住居又は勤務先がある労働者が避難指示等により、あるいは、前記7) の営業損害を被った事業者に雇用されていた労働者が当該事業者の営業損害により、その労働が不能等となつた場合には、かかる労働者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

##### （備考）

1) 避難等を余儀なくされた労働者が、例えば、対象区域内

には、勤務先が本件事故により廃業を余儀なくされ、又は、避難先が勤務先から遠方となつたために就労が不能等となつた場合には、その給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認められる。

8) 但し、自営業者や家庭内農業従事者等には、本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる。

3) また、就労が不能等となつた期間のうち、雇用者が勤労者に給与等を支払った場合には、当該雇用者の出捐額が損害となり、これは当該雇用者の営業損害で考慮されるべきものである。

他方、既に就労したもののが未払いである賃金については、当該賃金は本来雇用者が支払うべきものであるが、本件事故により当該賃金の支払が不能等となつたと認められる場合には、当該賃金部分も労働者の損害に該当し得る（後記第10の1も参照）。但し、その場合に労働者が実際に賃金を受けたときは、その限度で労働者の賃金債権が代位取得されるることとなる点に留意すべきである。）。

4) また、避難指示等の前に本件事故により生じた就労不能等に伴う損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合意的な理由はないから、本件事故発生日以降のものが賠償すべき損害と認められる。

5) なお、未就労者のうち就労が予定されていた者については、その就労の確実性によつては、就労不能等に伴う損害を被つたとして賠償すべき損害の対象となり得る。

6) 給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となつた後の給与等を控除した額であり、当該「給与等」には各種手当、賞与等も含まれる。

7) 当該追加的費用には、対象区域内にあった勤務先が本件

事故により移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配置置換、転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分等及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も必要かつ合理的な範囲で含まれる。

8) 就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同様に同等の就労活動を担当することが可能となつたときに限り対応するが、本件事故により生じた対象とすることは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その収分があることとされるべき期間には、就労不能等に対する検討に当たっては、一般的には、就労不能等に對しては転職等により対応する可能性があると考えられるることや、早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行つた者が存在することに留意する必要がある。

#### 9 検査費用（物）

（指針）  
対象区域内にあつた商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付隨費用を含む。以下同じ。）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

#### （備考）

- 1) 本件事故による被害の全貌はいまだ判明しておらず、個々の財物がその価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露しているか否かは不明である。  
しかしながら、財物の価値ないし価格は、当該財物の取引等を行う人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によつて大きな影響を受ける。しかも、財物に対して実施する検査は、取引の相手方によるによる防止し、営業損害を最小限に止めるためにも必要となる場合が多い。

該財物の種類及び性質等から、その所有者等が当該財物の安全性に對して危惧感を抱き、この危惧感を払拭するため検査を実施することが必要かつ合理的であると認めるのが相当である。

2) また、避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、その検査費用も必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

#### 10 財物価値の喪失又は減少等

（指針）  
財物につき、現実に発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。  
I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能などとなつたため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。  
II) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、  
① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合は、  
又は、

② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認める。

Ⅲ) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少するごとを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

(備考)

- 1) Ⅰ)については、遭難等に伴い、財物の管理が不能等になつたため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、その現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)については、賠償すべき損害と認められる。但し、当該財物が商品である場合には、これを財物価値(客観的価値)の喪失又は減少等と評価するか、あるいは、営業損害としてその減収分(逸失利益)と評価するかは、個別の事情に応じて判断されるべきである。  
なお、立ち入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認できないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる。
- 2) Ⅱ)の①について、本件事故により放出された放射性物質が当該財物に付着したことにより、当該財物の価値が喪失又は減少した場合には、その価値喪失分又は減少分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の除染費用、廃棄費用等)は賠償の対象となる。

- 3) Ⅱ)の②について、Ⅱ)の①のように放射性物質の付着により財物の価値が喪失又は減少したとまでは認められなくとも、財物の価値なしし価格が、当該財物の取引等を行いう人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によつて大きな影響を受けることにはかんがみ、その種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、財物の価値が喪失又は減少したと認められてもやむを得ない場合には、その価値喪失分又は減少分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害となる。
- 4) Ⅰ)及びⅡ)について、合理的な修理、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められる。
- 5) 損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるが、時価の算出が困難である場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従つた帳簿価額を基準として算出することも考え得る。
- 6) 不動産買賣契約及び不動産賃貸借契約(以下「不動産関連契約」という。)の契約価格の下落に係る損害については、本件事故がなければ当初予定していた価格で契約が成立していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で現実の契約価格との差額につき賠償すべき損害と認められる。  
併せて、不動産関連契約の締結拒絶又は途中破棄等に係る損害については、本件事故がなれば当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。  
また、不動産を担保とする損害の拒絶による損害や不動産賃貸借における賃料の減額を行つたことによる損害等についても、本件事故がなれば当該融資の拒絶や賃料の減

額等が行わぬなかつたとの確実性が認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

#### [第4・政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について]

##### [対象区域]

(1) 政府により、平成23年3月15日に航行危険区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内海域（同海域のうち半径20kmの円内海域は同年4月22日に「警戒区域」にも設定され、その後の同年4月25日には、「警戒区域」以外の半径20kmから30kmの円内海域は「緊急時避難準備区域」に設定された。以下、これら設定の変更前後ににおける各円内海域を併せて「航行危険区域等」という。）

(2) 政府により、平成23年3月15日に飛行禁止区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内空域（同年5月31日には、半径20kmの円内空域に縮小。）

##### [損害項目]

###### 1 脱業損害

###### (指針)

I ) 航行危険区域等の設定に伴い、①漁業者が、対象区域内での操業又は航行を断念せざるを得なくなつたため、又は、②内航海運業若しくは旅客船事業者等が同区域を迂回して航行せざるを得なくなつたため、現実に減収があつた場合又は迂回のため費用が増加した

場合は、その減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。  
II) 飛行禁止区域の設定に伴い、航空運送事業を営んでいた者が、同区域を迂回して飛行せざるを得なくなつたため費用が増加した場合には、当該追加的費用が必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

###### (備考)

1) 減収分の算定方法等は、前記第3の7に同じ（但し、避難等に特有の部分は除く。）である。  
2) なお、政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域の前に自主的に制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき理由がない限り、当該制限に伴う減収分等も賠償すべき損害と認められる。

###### 2 就労不能等に伴う損害

###### (指針)

航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定により、同区域での操業、航行又は飛行が不能等となつた漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた労働者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる労働者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

###### (備考)

減収分の算定方法等は、前記第3の8に同じ（但し、避難等に特有の部分は除く。）である。

**[第5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について]**

**[対象]**

農林水産物（加工品を含む。以下第5において同じ。）及び食品又は農林水産物・製造及び流通に関する検査に基づく本件事故に係る検査等（地方公共団体が本件事故に合理的な理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府に基づき公共団体の関与の下で本件事故に係る検査等）に伴う損害を対象とする。

**(備考)**

- 1) 「政府が本件事故に係る検査等」には、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して行う出荷制限指示、採取制限指示及び作付制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指導、食品衛生法の規定に基づく販売禁止、食品の放射性物質検査の指示等が含まれる。
- 2) 「地方公共団体が本件事故に係る検査等」には、例えば、特定の品目について暫定規制値を超える放射性物質の検出があったことを理由として、県が当該品目の生産者に対して出荷又は操業に係る自粛を要請する場合等が含まれる。
- 3) 「生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に係る検査等」には、例えば、本件事故発生県沖における航行危険区域等の設定、汚染水の排出等の事情を踏まえ、同県の漁業者団体が同県との協議に基づき操業の自粛を決定した場合等が含まれる。

**[損害項目]**

**1 営業損害**

**(指針)**

- I ) 農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、同指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等に、当該事業に支障が生じたため、現実に減収がある。  
II ) また、農業者その他の同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けたため又は事業を変更したために生じた追加的費用（代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。  
III ) 同指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたために生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用も賠償すべき損害と認められる。  
IV ) さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はIII)の加工・流通業者において、当該指示等に係る支障が生じたため減収があつた場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

**(備考)**

- 1) I ) について、例えば、農林産物の出荷制限指示は、そ

の作付け自体を制限するものではないが、作付けから出荷までに要する期間、作付けの時点で制限解除の見通しが立たない状況等にかんがみ、その作付けの全部又は一部をを断念するほどもやむを得ないと考えられる場合には、作付けの指示等がなされる前に主的目的に当該制限を行っていたものについては、本件事故により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合意的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる。

- 2) 同指示等がなされる前に主的目的に当該制限を行っていたものについては、本件事故により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合意的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる。

- 3) 減収分の算定方法等は、前記第3の7に同じ（但し、避難等に特有の部分は除く。）である。

## 2 就労不能等に伴う損害

（指針）

同指示等に伴い、同指示等の対象事業者又は1(Ⅲ)の加工・流通業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた労働者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる労働者について、給与等の減収分及び必要かかる費用が賠償すべき損害と認められる。

（備考）

減収分の算定方法等は、前記第3の8に同じ（但し、避難等に特有の部分は除く。）である。

## 3 検査費用（物）

（指針）

同指示等に基づき行われた検査に關し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損

害と認められる。

（備考）

取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合は、後記第7（いわゆる風評被害について）の損害となり得る。

## 第6 その他の政府指示等に係る損害について

### 〔対象〕

前記第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とする。

（備考）

同指示等は、水に係る採取制限指導、水に係る放射性物質検査の指導、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導及び学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等をいう。

### 〔損害項目〕

#### 1 営業損害

（指針）  
I ) 同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされた等、その事業に支障が生じたため、現実に減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

II) また、同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避ける事業者を変更したために生じた追加的費用（水道における代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたために減収分がある場合は、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業者が全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

## 2 就労不能等に伴う損害

### (指針)

同指示等に伴い、同指示等の対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた労働者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる労働者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

### (備考)

減収分の算定方法等は、前記第3の8に同じ（但し、避難等に特有の部分は除く。）である。

## 3 検査費用（物）

### (指針)

同指示等に基づき行われた検査に關し、同指示等の対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

### (備考)

1) 同指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、賠償すべき損害と認められる。

2) 減収分の算定方法等は、前記第3の7に同じ（但し、避難等に特有の部分は除く。）である。

3) 校庭・園庭における土壤に関する児童生徒等の受けける放射線量を低減するための措置による調査結果に基づくもので、これが公的機関による措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

1) 同指示等がなされる前に自主的に検査を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、賠償すべき損害と認められる。

2) また、同指示等に基づくものではなく、取引先の要求により検査の実施を余儀なくされた場合は、後記第7（いわゆる風評被害について）の損害となり得る。

## 第7 いわゆる風評被害について

### 1 一般的基準

(指針)

I) いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知られた事実による放射性物質による汚染した消費者又は取引停止等をされたためのものとします。

- II) 「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とします。その一般的な基準としては、消費者又はサービスの買主が、商品又はサービスに対する放射性物質による汚染の危険性を懸念して、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を基準として敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準とした合理性を有していると認められる場合とします。
- III) 具体的にどのようないくつかの「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認めたる場合は、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとします。
- ① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買主による被害(IV)に相応する被害をいう。以下同じ。)は、原則として本件事故当する被害を認めるものとする。
- ② ①以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買主による被害を個別に検証し、II)の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。
- IV) 損害項目としては、消費者又は取引停止等をされたための買主の買主の損害として賠償の対象と認められるものとする。

ものとする。

① 営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用(商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等)

② 就労不能等に伴う損害  
①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた労働者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要な範囲の追加的費用

③ 檢査費用(物)  
取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査にかかる検査費用

(備考)

1) いわゆる風評被害という表現は、人によって様々なる意味に解釈されたり、放射性物質等による危険が全くないのに消費者や取引先が危険性を心配して商品やサービスの購入・取引を回避する不安心に起因する損害という意味で使われる事もある。しかしながら、少なくともも本件事故のように明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えるべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、賠償の対象となる。

このような理解をするならば、そもそも風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、現時点でこれに代えた、この種の被害は、裁判実務上もいまだ示されていない。また、この種の被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の営業損害とは異なり、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の被害であることは否定できない。

したがつて、上記のような誤解を招きかねない点に注意しつつ、Ⅰ) で定義した「風評被害」という表現を用いることとする。

2) 「風評被害」には、農林水産物や食品に限らず、動産・不動産といった商品一般、あるいは、商品以外の無形のサービス(例えば観光業において提供される各種サービス等)に係るものも含まれる。

3) 「風評被害」の外延は必ずしも明確ではなく、本件事故との相当因果関係は最終的には個々の事案毎に判断すべきものであるが、この中間指針では、このよくな被害についでも、本件事故に係る紛争解決に資するため、相当因果関係が認められる蓋然性が特に高い類型や、相當因果関係を判断するに当たつて考慮すべき事項を示すこととする。

3) ①の類型に該当する損害については、それが本件事故後に生じた事故と相当因果関係のある損害である場合に該当する損害と推認され、それだけで本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。原則として賠償すべき損害と認められる。

但し、当然のことながら、賠償の対象となる「風評被害」はこれらに限定されるものではなく、Ⅲ) ①の類型に該当しなかった「風評被害」(Ⅲ) ②の風評被害)についても、別途、本件事故と相当因果関係があることが立証された場合には、賠償の対象となる。その場合には、例えば、Ⅲ) ①の類型に該当する損害との比較を行うことが考えられる。

4) 本件事故と他原因(例えば、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込み等)との双方の影響が認められる場合には、本件事故と相当因果関係のある範囲で賠償すべき損害と認められる。

5) なお、「風評被害」は、上記のように当該商品等に対する危険性を懸念し敬遠するという消費者・取引先等の心理的状態に基づくものである以上、風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度がある。

一般的に言えば、「平均的・一般的な人を基準として合理的が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」が終期であるが、いまだ本件事故が収束していないことは困難でから、少なくとも現時点において一律に示すことには困り、当面は、客観的な統計データ等を参考しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である。

6) 営業損害又は就労不能等に伴う損害における減収分の算定方法等は、前記第3の7又は第3の8に同じ(但し、避難等に特有の部分は除く。)である。

## 2 農林漁業・食品産業の風評被害

### (指針)

- I) 以下に掲げる損害については、1 III) ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。
- ① 農林漁業において、本件事故以降に現実に生じた買い等による被害のうち、次に掲げる產品に係るもの。
- i) 農林產物(茶及び畜產物を除き、食用に限る。)については、福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。
- ii) 茶については、神奈川及び静岡の各県において産出されたもの。
- iii) 畜產物(食用に限る。)については、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。
- iv) 水產物(食用及び飲料用に限る。)については、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの。
- v) 花きについては、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。

- vi) その他の農林水産物については、福島県においては、福島県ににおいて出されたもの。  
 (並) i) ないし vi) の農林水産物を主な原材料とする加工品。
- ② 農業において、平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも、北海道、群馬、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群青、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各県において産出された牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの。
- ③ 農林水産物の加工業及び食品製造業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる產品及び食品（以下「產品等」という。）に係るもの。
- ・ i) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。  
 ii) 主たる原材料が①の i) ないし vi) の農林水産物又は②の牛肉であるもの。  
 iii) 摂取制限措置（乳幼児向けを含む。）が現に講じられている水を原料として使用する食品。
- ④ 農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし③に掲げる產品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該產品等に係るもの。
- II) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、I) に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによつて生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。
- III) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水

産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に取引先の要求等によつて実施を余儀なくされた農林水産物（加工品を含む。）又は食品（加工又は製造の過程で使用する水を含む。）の検査に関する検査費用のうち、政府が本件事故に關し検査の指示等を行つた都府県において当該指示等の対象となつた產品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められる。

IV) I) ないし III) に掲げる損害のほか、農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該產品等の特徴（生産・流通の実態を含む。）、その产地等の特徴（例えばその所在地及び本件事故発生地からの距離）、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示（県による出荷自粛要請を含む。以下同じ。）の内容、当該產品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該產品等による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められる場合の対象となる。

（備考）

- 1) 農林水産物及び食品については、  
 ① 農林水産物は、農地、漁場等で生育する動植物であり、放射性物質による土地や水域の汚染の危険性への懸念が、これらへの懸念に直結する傾向があること  
 ② 特に食品は、消費者が摂取により体内に取り入れるものであることから、放射性物質による内部被曝を恐れ、

- 特に敏感に敬遠する傾向があること
- ③ また、食品は、日常生活に不可欠なものであり、かつ、通常はさほど高価なものではないから、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込みなどという原因で買い物等に至ることとは通常は考えにくいこと
- ④ 花き等は、収穫後洗浄されない状態で流通し、消費者が身近で使用すること等から、接触を懸念する傾向があること

⑤ 一般に農林水産物も、代替品として他の生産地の物を比較的容易に入手できるので、それに対応して、買い物等も比較的容易に起こりやすいこと

この特徴があることから、一定の範囲において、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念しして合理性等を行うこととも、一般的な人を基準として合理性等を考えられる。

2) 農林漁業及び食品産業においては、本件事故以降これまでの取引価格及び取引数量の動向、具体的な買付等に關する調査の結果、多くの品目及び地域においてこの買付等による被害が生じていることが確認された。このうち、一部の対象品目につき暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため政府等による出荷制限指示があつた区城について、その対象品目には限らず同区城内で生育した同一の類型（農林産物、畜産物、水産物等）の農林水産物につき、同指示等の解除後一定期間を含め、消費者や取引先が放射性物質の付着及びこれによる内部被曝等を懸念し、取引等を敬遠するという心情に至つたとしても、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。同指示等があつた区城以外でも、一定の地域については、その地理的特徴（特に本件事故発生地との距離、同指示等があつた区城との地理的関係）、その産品の流通実態（特に产地表示）等から、同様の心情に至つたとしてもやむを得ない場合があると認められる。

- 3) また、平成23年7月8日以後、牛肉やその生産に用いられた福島から暫定規制値等を超える放射性物質が検出され、これを契機に牛肉について多くの地域において買付等による被害が生じていることが確認された。この場合、放射性物質により汚染された福島等（具体的には、福島許容値を超える放射性物質が検出されたもの）が牛の飼養に用いられた等の事情がある都道府県で産出された牛肉については、消費者や取引先がその汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うこととも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる。なお、I) ②では、このような都道府県として17の道県を挙げているが、これは、平成23年7月29日までに報告された当該福島等の流通・使用状況、当該道県の牛肉の取引価格の動向等によるものであり、これ以外の都道府県について、I) ②に挙げられた道県と同様の状況であることが確認された場合は、これらの道県と同様に扱われるべきである。
- 4) 農林水産物の加工業及び食品製造業では、消費者や取引先が懸念する農林水産物を主な原材料とする食品等の加工品（当該農林水産物の原材料に占める重量の割合が概ね50%以上であることを目安とする。）について、消費者や取引先が同様の懸念を有するとしても、合理性があると認められる。この他、その主たる事務所や工場の所在地、原料として使用する水を原因として、消費者や取引先が取引等を敬遠する心情に至つたとしても合理性がある場合が認められる。
- 5) 農林水産物・食品の流通業では、風評被害に係る産品等を継続的に取り扱っていた事業者に生じた既に仕入れた当該産品等に係る被害については、買い控え等による被害を回避することが困難である点で、農林漁業者や加工業者・食品製造業者に生じた風評被害と同様と認められる。
- 6) なお、風評被害に係る産品等の仕入れができなかつたことにより加工・流通業者に生じた損害については、後記第

8) いわゆる間接被害として賠償の対象となるかどうかが判断される。  
7) II) の趣旨は、出荷、操業、作付け、加工等には費用がかからることから、買い控え等による被害を回避し又は軽減するため、事前に自らこれらとの全部又は一部を断念するところが合理的と考えられる場合に、賠償の対象と認めるものである。

8) III) によって賠償の対象となる検査費用には、例えば、政府の指導によって水道水の放射性物質の検査を行つて、ある都県において、食品の製造の過程で使用する水について、取引先からの要求等によつて検査を行つた場合の費用が含まれる。

9) IV) は、I) から III) までに該当しない被害について、1) III) ②の類型として個別に検証する場合、相当因果関係を判断するに当たつて考慮すべき事項を示すものである。

### 3 観光業の風評被害

#### (指針)

I) 観光業については、本件事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本件事故以降、現実に生じた被害のうち、少なくとも本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、一般的な人が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、I) の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

II) I) に加えて、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に

入っていた場合であつて、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、1 III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。  
III) 但し、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たつてはその点についてはその検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。

#### (備考)

- 1) いわゆる「観光業」については、
  - ① ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業から、レジャースポーツ、文化・社会教育施設、観光地での飲食業や小売業等までも含み得るが、これらの中には、常に観光客が売上に寄与している程度は様々である
  - ② 風評被害は、旅行の態様や地域によって程度の差があり、売上に影響している程度は様々であることを風評被害の検討に当たり考慮する必要があるが、本件事故以降これまでの旅行者数の動向、宿泊のキャンセル事例等に關する調査の結果、福島県を含む一定の地域を中心にして解約・予約控え等による被害が生じていることが確認された。
- 観光業の特性として、観光客が地域に足を運ぶことを前提とするところから、上記調査や旅行意識に係る調査等を踏まえると、本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県において、放射性物質による被曝を懸念

し、観光を敬遠するという心情に至ったとしても、原則として平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。また、ひとたび風評被害が生じると当該地域の観光業全体に影響を与える傾向が認められるため、観光客が来る影響を与える影響は当該地域の観光業全体に対し、様々な影響を与えると認められる。

2) さらに、これまでの調査の結果、本件事故以降外国人観光客の訪日キャンセルによる被害が生じていることが確認された。外国人観光客については、本件事故発生直後から、国際機関等において、本邦が渡航先として安全であるとの情報が提供されてきた一方で、一般に海外に在住する日本人には日本人との間に情報の格差があることから、少なくとも本件事故当時に既に予約が成立しており、しかもも本件事故が発生からまだ間がないことににおいてキャンセルが多いと認められる。その一定の期間については、各國の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる。平成23年5月末までとすることが合理的と考えられる。なお、観光業におけるキャンセルは通常の場合でも、通常度生ずることは不可避と思われるところから、通常の解約率を上回る解約が行われた部分についてのみ、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

3) 観光業における風評被害については、1) ①及び②のとおり様々な事情が影響していることから、損害の判断に当たっては、特定の地域等において營まれている形態であり、観光業は、特定の地域等における風評被害に当するを得ない。特に、観光業ごとの事情も様々である。それゆえ、観光業における風評被害についても、上記のとおり、1 III) ①に該当するもので型を定めることが、これらの類型に属さないものであつても、観光業者における個別具体的な事情にかんが

み、現実に生じた解約・予約控え等による被害について、地城等を問わざず個別に、本件事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められる。例えば、福島県との地理的近接性や当該観光業の活用する観光資源の特徴等の個別具体的な事情によつては、本件事故を理由とする解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

#### 4. 製造業、サービス業等の風評被害

##### (指針)

- I ) 前記2及び3に掲げるもののほか、製造業、サービス業等において、本件事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、以下に掲げる損害については、1 III) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。
- ① 本件事故発生県である福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等において、当該拠点において発生したもの
- ② 提供する事業者が来訪を拒否することによる損害が発生した、本件事故発生県である福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの
- ③ 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等につき、  
i) 指導等を受けた対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと等によって発生したもの  
ii) 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの

④ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において実業者が本件事故以降に取引先の要求等によつて実施を余儀なくされた検査に係るもの（但し、水を製造の過程で使用するもとのうち、医薬品、医療機器等、人の体内に取り入れられるなどする）ことから、消費者及び取引先が特に敏感に敬遠する傾向がある。（指針）

II) なお、海外に在住する外国人が来訪しては、我が国に存在する拠点において発生した被害（外国船舶が我が国への港湾への寄港事又は福島県沖の航行を拒否したことによって、本件事故の前に既に契約がなされた場合であつて、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたこと（寄港又は航行が拒否されたこと）により発生した減収分及び追加的費用について）においては、1 III) ①の類型として、原則として本件事故に当因果関係のある損害として認められる。

III) 但し、I) 及び II) の検討に当たっては、例えば、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによる影響に係る損害については、東日本大震災による被災や、その蓋然性も相当程度認めたるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。

（備考）  
1) 製造業、サービス業等においては、これまでの具体的な買い控えの事例等に関する調査の結果、福島県で製造されたり提供されたりする物品やサービス等に関する被害や、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによる被害が確認された。本件事故の状況にかんがみれば、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し、これら福島県で製造されたり提供されたりする

④ 物品やサービス等につき、買い控え等を行うことや、福島県への来訪を拒否することも、一般的な人を基準として合理性があると考えられる。また、外国人の来訪については、前記3の（備考）の2)に同じである。

2) 一方で、製造業、サービス業等においてはいわゆる下請を専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦商品を受領した後にそのまま引き取らせるることは、下請代金支払遅延等防止法に違反するおそれがあることや、平成23年4月22日の経済産業大臣による下請中小企業との取引に関する配慮の要請等が出されていることに留意する必要がある。

3) II) の「外国船舶が我が国の港湾への寄港を拒否したこと」には、外国船舶が我が国のある港湾への寄港を拒否して我が国の別の港湾に寄港したことなどが含まれる。

## 5 輸出に係る風評被害

（指針）

I) 我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国との要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。以下（備考）の3)において同じ。）や各種証明書発行費用等は、当面の間、1 III) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

II) 我が国の輸出品について、本件事故以降に輸出先国の輸入拒否（同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。）がされた時点において、既に当該輸出先国向けて輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、

転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、① ②の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

(備考)

- 1) 本件事故以降、我が国の輸出に関する被害は、外國政府の輸入規制が介在する場合を含めて一般的には、外國人が我が国が國の輸出品について放射性物質による汚染を懸念し、これを敬遠することによって生じているものと言え、いわゆる風評被害の一類型と考えることができる。
- 2) 輸出に係る被害についても、風評被害が平均的な消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲で「風評被害」を認めることを基準にして考えることとが適当である。しかしながら、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、外國政府の輸入規制など国内取引とは異なる事情があること等から、輸出に係る被害については、一定の損害項目や時期に限定して、国内取引よりは広く賠償の対象と認めることは適当である。
- 3) 海外に在住する外国人と日本人との間の情報の格差や、輸入拒否による損害の発生を回避する必要性等にからんがみれば、我が国からの輸出品等について、検査や产地証明書等の各種証明書を求める心理は一般的には合理性を有していると認められる。したがって、本件事故が収束しない現状においては、当面の間、我が国からの輸出品全般についてそのような検査費用や各種証明書発行費用等は、原則として賠償すべき損害と認められる。

- 4) 一方、情報の格差等があるからといって、検査や各種証明書の発行等を要求するにとどまらず、広く我が国からの輸出品全般について輸入を拒否する心理についてまで、一般的に合理性を認めることは困難である。また、輸入拒否

を受けた我が国の事業者においても、一般的には、又は国内において販売するなど被害を回避又は減少させする措置を執ることを期待し得る。したがって、輸入拒否にたいては、基本的に、日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲でのみ原則として本件事故と相当因果関係のある「風評被害」と認められる。但し、被害を受けた我が国の事業者において、当該輸入先国による輸入拒否がされる以前に既に輸出用に当該国に対する輸出用に既に生産・製造をし、若しくは生産・製造を開始していた輸出品については、当該輸入拒否による損害を回避する原則とすることは困難であることから、この場合の損害に限つて原価回収が適切である。また、その場合であつても、上述のとおり、我が国との事業者においても損害回収措置が期待されるとこから、例えば輸入拒否を知り得て輸出した場合に生じた被害は損害として認められない。

5) II) の「当該輸出先国向けに生産・製造されたもの(生産・製造途中のものを含む。)」とは、当該輸出品の種類、品質、規格、包装、生産・製造方法等を特に当該輸出先国向けとしていることから、当該国以外への転売が困難であるか又は転売すればば減収や追加的費用が生じるもの意味するものとする。

第8 いわゆる間接被害について

(指針)

I) この中間指針で「間接被害」とは、本件事故により前記第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害(以下「第一次被害」という。)が生じたことにより、第一次被害を受けた者(以下「第一次被害者」という。)と一定の経済的関係にあつた第三者に生じた被害を意味するものとする。

る。

II) 「間接被害」については、間接被害を受けた者（以下「間接被害者」という。）の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その具体的な類型としては、例えば次のようないふたもの。

- ① 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴つて必然的に生じたものの。
- ② 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴つて必然的に生じたものの。
- ③ 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であつて、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴つて必然的に生じたもの。

III) 損害項目としては、次のものとする。

#### ① 営業損害

第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

- ① の営業損害
- ② 就労不能等に伴う損害

①の営業損害により、事業者である間接被害者の経営が悪化したため、そこで勤務していた労働者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

#### (備考)

1) II) に例として挙げた類型以外にも、本件事故によつて生じた被害を個別に検証し、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害との代替性がない場合には、本件事故との相当因果関係が認められる。例えば、第一次被害者との取引が法令により義務付けられている間接被害者において、一次被害者との取引に伴つて必然的に生じた被

害についても、相当因果関係が認められる。

- 2) II) の③については、事業者には、一般に、取引におけるリスクを分散する取組みをあらかじめ講じておくことが期待されるため、「原材料やサービスの性質上、その調達が限られている」場合は、そのような事前のリスク分散が不可能又は著しく困難な場合、例えば、ある製品に不可欠な原材料が特殊な製法等を用いて第一次被害者で生産されることが不可能又は著しく困難な場合などがある。この場合でも、一定の時間が経過すれば、材料・サービスの変更をするなどして、被害の回復を図ることが可能であると考えられるため、賠償対象となるべき期間には限度があると考えられる。
- 3) なお、必ずしもI) で定義する間接被害には当たらないが、第三者が、本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合は、賠償の対象となる。

#### 第9 放射線被曝による損害について

##### (指針)

本件事故の復旧作業等に従事した原発作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本件事故による放射線被曝による急性又は晚発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる。

##### (備考)

1) ここで示した「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、前記第3の6の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従つて個別に算定されるべきである。

2) 放射線被曝による生命・身体的損害については、晚発性の放射線障害も考えられるが、本件事故に係る放射線に曝露したことが原因であれば、これも賠償すべき損害と認められる。

## 第10 その他

### 1 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整について

#### (指針)

本件事故により原子力損害を被った者が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきである。

#### (備考)

- 1) 一般の不法行為上、被害者が不法行為によつて損害を被ると同時に、同一の原因によつて利益を受けた場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、その利益の額を加算せき損害額から控除すること（損益相殺の法理）が認められている。  
2) 具体的にどのような利益が損害額から控除されるべきかについては、個々の利益毎に損害との同質性の有無を判断していくほかないが、少なくとも、以下のものについては、それぞれに掲げた損害額から控除されるべきであると考えられる。なお、この際、同質性のある利益を損害賠償金から控除することができるのは、既に被害者に支払われた、あるいはそれと同視しえる程度に支払われることが確実である利益に限られ、将来受けけるであろう利益の額まで控除することはできない。  
① 労働者災害補償保険法及び厚生年金保険法に基づく各種保険給付（前者については、附帯事業として支給され

る特別支給金を除く。）並びに国民年金法に基づく各種給付（死亡一時金を除く。）  
同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。

- ② 国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法に基づく各種補償金並びに国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく各種長期給付同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。
- 3) また、以下のものについては、損益相殺の対象となるものではないが、それぞれに掲げた損害額から控除されべきであると考えられる。
  - ③ 地方公共団体から被害者に支払われた宿泊費又は賃貸住宅の家賃に関する補助  
避難費用の金額から控除する。  
④ 賃金の支払の権保等に関する法律に基づき立替払がなされた未払賃金  
就労不能等に伴う損害の金額から控除する。
  - ⑤ 損害保険金  
財物価値の喪失又は減少等の金額から控除する。
  - ⑥ 他方、少なくとも、以下のものについては、損害額から控除されるべきではないと考えられる。  
⑦ 生命保険金  
⑧ 労働者災害補償保険法に基づき附帯事業として支給される特別支給金  
⑨ 国民年金法に基づく死亡一時金  
⑩ 雇用保険法に基づく失業等給付  
⑪ 災害弔慰金の支給等に付する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金（損害を填補する目的である部分を除く。）  
⑫ 各種義援金
- 5) なお、被害者が、東京電力株式会社に対する損害賠償請

求ど各種給付金等の請求のいずれをも行うことができることも可  
能である。

## 2 地方公共団体等の財産的損害等

### (指針)

地方公共団体又は國（以下「地方公共団体等」という。）  
が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立  
場で行う事業に関する損害については、この中間指針で示さ  
れた事業者等に照らし、本件事故とともに、地方公共  
關係が認められる限り、賠償の対象となるとともに、加害者が負担すべき費用を  
代わって負担した場合も、賠償の対象となる。

### (備考)

- 1) 地方公共団体等が被った損害のうち、地方公共団体等が  
所有する財物の価値の喪失又は減少等に關する損害及び  
地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業（水  
道事業、下水道事業、病院事業等）に関する損害に於ける  
損益の算定等の方法は、個別具体的な事情により異な  
る場合がある。したがつて、この中間指針で示された事  
業者等に照らして、賠償すべき費用を代わって負担した場合も、前記  
第8の（備考）3)で述べたことと同様に、賠償の対象と  
なる。なお、地方公共団体等が被つたそれ以外の損害につ  
いても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認め  
られることがある。
- 2) 他方、本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少

については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収さ  
れるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する  
期待権が損なわれたにとどまるところから、地方公共団体等  
が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様  
の立場で行う事業に關する損害等と同視するることは現に  
はない。これに加え、地方公共団体等が本件事故による損  
害は本件事故により直接消滅することではなく、租税賠償金を受  
け取れば原則としてそこには担税力が発生すること等にもか  
んがみれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損  
害とは認められない。

（以上）